

○津山市城下駐車場条例

平成12年3月17日

津山市条例第25号

改正 平成14年3月22日条例第16号

平成17年6月29日条例第121号

平成20年9月24日条例第43号

平成25年12月25日条例第70号

平成31年3月19日条例第31号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、鶴山公園及びその周辺観光施設における一体的な観光の促進を図るとともに、中心市街地の駐車需要に対処するための駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

城下駐車場 津山市山下92番地10

(利用の形態)

第2条の2 駐車場の利用の形態は、次のとおりとする。

(1) 普通駐車 時間単位による利用

(2) 定期駐車 一定の期間又は時間による利用

2 定期駐車により駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用車種)

第3条 駐車場に駐車することができる車両の種類は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる自動車のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 普通自動車。ただし、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する普通自動車、乗車定員10人以上の普通自動車その他駐車場の構造上駐車することができない普通自動車は除く。

(2) 小型自動車

(3) 軽自動車

2 前項に規定する車両以外の車両を駐車しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用時間等)

第3条の2 駐車場の利用時間並びに入車及び出車できる時間は、終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間並びに入車及び出車できる時間を変更することができる。

(利用休止)

第4条 市長は、駐車場の整備等のため、必要があると認めるときは、駐車場の全部又は

一部の利用を休止することができる。

(駐車利用券等の発行)

第4条の2 市長は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、駐車利用券及び定期駐車利用券を発行するものとする。

2 駐車利用券は、再発行しないものとする。

3 定期駐車利用券は、紛失又は毀損の場合に再発行できるものとする。

(利用料金)

第5条 利用者は、次の表に掲げる額の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

区分		金額
普通駐車	最初の1時間まで	260円
	1時間を超える駐車時間については、1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）につき	100円
定期駐車	1箇月（月の初日から末日までの期間をいう。）につき	7,850円

2 利用料金は、出車の際に徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、駐車利用券及び定期駐車利用券による利用料金は、その発行の際に徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 市長は、利用者が正当な理由なく第1項に定める利用料金を納付しないときは、車両の出車を拒否するものとする。

(利用料金の収入等)

第6条 市長は、駐車場の管理を第11条の規定により指定管理者（同条に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず同条第1項の表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、駐車場において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(駐車拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することが

できる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
 - (2) 駐車場の施設を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。
- (禁止行為)

第9条 利用者は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
 - (2) 駐車場の施設を毀損し、又は汚損すること。
 - (3) 前2号のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (施設等の損害賠償)

第10条 駐車場の施設その他の物件を毀損し、又は滅失させた者は、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 駐車場の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年津山市条例第100号。以下「指定手続等条例」という。)に基づき、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の供用に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
- (3) 施設及び附属設備の維持及び管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第13条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第2条の2から第5条まで、第7条及び第8条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月22日条例第16号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年6月29日条例第121号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年9月24日条例第43号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月25日条例第70号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の津山市城下駐車場条例第5条第1項の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後に徴収する利用料金について適用し、適用日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

3 適用日前に、この条例による改正前の津山市城下駐車場条例の規定により発行された定期駐車利用券で、適用日以後に有効期間が満了するものについては、その有効期間が満了するまでの間は、引き続き使用することができる。

付 則（平成31年3月19日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号の改正規定、第5条第1項の改正規定（「駐車場を利用する者」を「利用者」に改める部分に限る。）並びに第9条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の津山市城下駐車場条例第5条第1項の規定（「駐車場を利用する者」を「利用者」に改める部分を除く。）は、平成31年10月1日（以下「適用日」という。）以後に徴収する利用料金について適用し、適用日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

3 適用日前に、この条例による改正前の津山市城下駐車場条例の規定により発行された定期駐車利用券で、適用日以後に有効期間が満了するものについては、その有効期間が満了するまでの間は、引き続き使用することができる。

○津山市城下駐車場条例施行規則

平成12年3月31日

津山市規則第15号

改正 平成14年3月22日規則第16号

平成17年10月11日規則第83号

平成22年7月1日規則第38号

(目的)

第1条 この規則は、津山市城下駐車場条例（平成12年津山市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定期駐車の許可等)

第2条 条例第2条の2第2項の規定による定期駐車の手続きを受けようとする者は、定期駐車許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、駐車場の利用状況、収容能力等を勘案して適当と認める場合に定期駐車による駐車場の利用を許可し、定期駐車利用券（様式第2号）を交付するものとする。

3 定期駐車により駐車場を利用する者は、定期駐車利用券を紛失し、又はき損したときは、直ちに書面でその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、定期駐車利用券の再交付を受ける者は、その発行に要する費用の一部を負担しなければならない。

(駐車券の交付等)

第3条 普通駐車により駐車場を利用する者は、入車の際に駐車場駐車券（様式第3号）の交付を受け、出車の際に利用料金を納付し、又は当該利用料金に相当する条例第4条の2に規定する駐車利用券として市長が発行する共通サービス券（様式第4号）を提出しなければならない。

2 定期駐車により駐車場を利用する者は、入車及び出車の際に定期駐車利用券を提示しなければならない。

(利用料金免除対象自動車)

第4条 条例第7条の規定により利用料金を免除することができる車両は、次の各号に掲げる車両とする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 国又は地方公共団体の職員が消火活動その他緊急を要する公務を行うために使用する車両

(3) 前2号のほか市長が特に必要と認める車両

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第5条 条例第11条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号中「津

山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(免責事項)

第6条 駐車場において車両の出入りの際又は駐車中の接触、盗難その他の事故により車両その他の物件に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月22日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年10月11日規則第83号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年7月1日規則第38号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

定期駐車許可申請書												
				年 月 日								
津山市長 殿												
1 駐車場名	津山市城下駐車場											
2 利用期間	年 月 日から											
	年 月 日まで											
3 駐車自動車												
車両番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>-</td><td></td></tr></table>										-	
		-										
車種	_____											
定期駐車 of 許可を受けたいので申請します。												
申請者住所												
氏名												
電話番号												
				昼間								
				夜間								
項目	新規交付番号	継続交付番号	回収カード番号	備考								
許可番号												

津山市城下駐車場定期駐車許可書

年 月 日

_____様

許可番号：

許可期間： 年 月 日から

年 月 日まで

許可条件：

津山市長



様式第2号(第2条関係)

定期駐車利用券



津山市城下駐車場



年 月 日までNo.

様式第3号(第3条関係)

駐 車 券
駐 車 場
(PARKING TICKET)

御利用頂きまして
ありがとうございます。

- 1 駐車券は、折ったり、曲げたり、濡らしたり、磁気のある物に近付いたりしないでください。
- 2 車の損傷事故、盗難等については、その責任を負いません。
- 3 車のドア、トランク、窓は必ず閉めてください。

入 時 日 目 分

様式第4号(第3条関係)

円	
共通サービス券	
<ol style="list-style-type: none">1 本券を利用した場合は、上記の金額が無料となります。2 本券は駐車券の後から1枚ずつ投入してください。3 本券を折ったり、濡らしたり、磁気のあるものに近づけたりしないでください。	
	